議案第３６号

守谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

守谷市国民健康保険税条例(昭和４１年守谷町条例第１８６号)の一部を次のように改正する。

附則第１６項を次のように改める。

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減収した者に係る国民健康保険税の減免申請の特例）

１６　第２５条第２項の規定にかかわらず，新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者に係る国民健康保険税の減免の申請については，令和３年度の国民健康保険税（令和２年度末に資格を取得したこと等により賦課される令和２年度相当分の国民健康保険税を含む。）であって，納期限（特別徴収の場合にあっては，特別徴収対象年金給付の支払日）が令和３年４年１日から令和４年３月３１日までの間に設定されているものについて適用し，申請書の提出期限は，市長が別に定める。

附　則

この条例は，公布の日から施行する。

令和 ３ 年 ６ 月 ３ 日　提　　出

守谷市長　松　丸　修　久

令和　　年　　月　　日　原案　決

議 案	頁 数
３６号	1

提案理由（議案第３６号）

提案の理由を申し上げます。

本案は，新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等が国民健康保険税の減免を申請する場合に，納期限を過ぎても申請できる対象年度及び納期限を変更するため，条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上，御決議のほどお願いいたします。

議 案	頁 数
３６号	2

守谷市国民健康保険税条例新旧対照表

改　　正	現　　行
附　則 （新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減収した者に係る国民健康保険税の減免申請の特例） １６　第２５条第２項の規定にかかわらず，新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者に係る国民健康保険税の減免の申請については，令和３年度の国民健康保険税（令和２年度末に資格を取得したこと等により賦課される令和２年度相当分の国民健康保険税を含む。）であって，納期限（特別徴収の場合にあっては，特別徴収対象年金給付の支払日）が令和３年４年１日から令和４年３月３１日までの間に設定されているものについて適用し，申請書の提出期限は，市長が別に定める。	附　則 （新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者に係る国民健康保険税の減免申請の特例） １６　第２５条第２項の規定にかかわらず，新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者に係る国民健康保険税の減免の申請については，同項中「納期限」とあるのは，「市長が別に定める日」と読み替えるものとする。

参考資料